

島根県発注工事等における情報共有システム実施要領

令和5年8月31日
島根県土木部技術管理課

(趣旨)

第1条 この要領は、島根県農林水産部及び土木部（営繕・建築除く）が発注する工事等において、情報共有システム(以下「システム」という。)を利用するにあたり必要な事項を次のとおり定める。

(目的)

第2条 システム導入による受発注者間協議の簡素化によって業務効率化及び県下でのシステム利用方法の統一を目的とする。

(定義)

第3条 この要領で用いる用語の定義を以下に示す。

(1) システム

情報通信技術を活用し、受発注者間など異なる組織間で情報を交換・共有することによって業務効率化を実現すること。

(2) 工事等帳票

「指示」、「協議」、「通知」、「承諾」、「提出」、「報告」、「その他」の行為に必要な書類（工事履行報告書、工事打合簿、施工体制台帳、施工に係る協議資料等）及びその添付資料をいう。

(対象工事)

第4条 島根県農林水産部及び土木部（営繕・建築除く）が発注する全工事等を対象とし、当初設計額 5,000 万円以上の工事については必須とする。ただし、受注者から別添「情報共有システム利用不可理由書」が提出され、その理由が適切であると認められる場合は、当該工事の対象外とする。また、5,000 万円未満の工事については受注者からシステム利用の申し出があった場合、発注者は応じなければならない。

(使用システム)

第5条 使用するシステムは別紙【表-1 利用システム一覧】から受注者が選択する。

なお、これによりがたい場合は受発注者協議により決定すること。

(システム利用者)

第6条 発注者における利用者は、監督員、主任監督員、総括監督員、検査員を基本とし、初回協議において決定すること。なお、利用者は上記によらず適宜変更できるものとし、書類決裁において必要と判断される場合は、所長（局長）、担当部長、契約業務課職員等を適宜追加すること。

(対象書類)

第7条 システムの対象書類は受発注者間でやり取りを行う工事等帳票とするが、契約書等電子決裁によらないものは対象外とする。

(決裁)

第8条 システムを利用した電子決裁とし、システムを利用する場合、工事等帳票の紙決裁をしてはならない。

(電子署名・電子押印)

第9条 システムで処理を行う工事等帳票における電子署名・電子押印については、紙への署名・押印と同等の処理ができることから、「書面」として認める。

(電子納品・検査・成果品の保管)

第10条 電子納品・成果品の保管については、島根県電子納品運用ガイドライン（簡易版）〔島根県土木部〕及び島根県電子納品運用ガイドライン（簡易版）〔島根県農林水産部〕に基づき、実施する。システムで作成・決裁した工事等帳票は電子納品のその他フォルダに格納する。別紙【図-1 電子納品フォルダ構成】参照。
電子納品した工事等帳票については、電子検査とする。

(システム使用料)

第11条 システム使用に要する登録料及び利用料は技術管理費として共通仮設費率に含まれる。

(その他)

第12条 本要領に定めのない事項については、受発注者が協議の上、決定する。

附則

1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

「島根県における情報共有システム試行実施要領（令和元年5月20日発 技第53号）」については廃止とする。

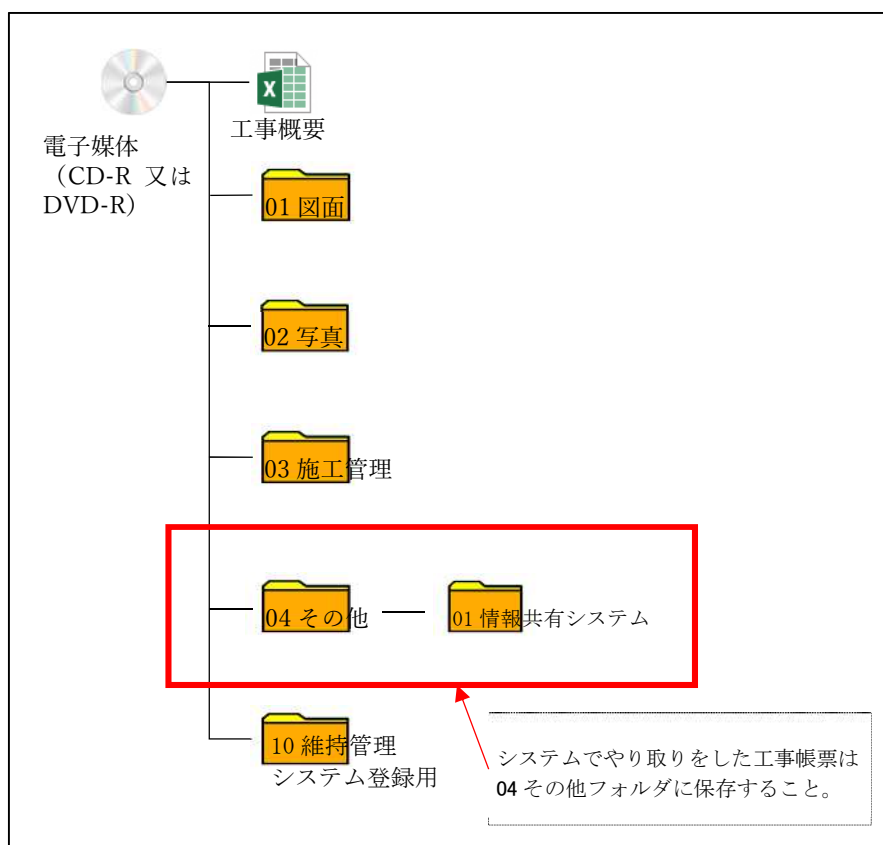
2 この要領は、令和4年6月13日から施行する。

3 この要領は、令和5年10月1日から施行する。

【表-1 利用システム一覧】

No	会社名	システム名
1	(株) 現場サポート	現場クラウド One
2	(株) 建設総合サービス	電納ASPer
3	日本電気 (株)	工事監理官
4	(株) アイサス	information bridge
5	(株) 建設システム	工事情報共有システム
6	(株) ビーイング	BeingCollaboration
7	川田テクノシステム (株)	basepage

【図-1 電子納品フォルダ構成】



(別添 様式1)

令和 年 月 日

発注者 様

(会社名)
現場代理人
(氏 名)

情報共有システム利用不可理由書

工 事 名 :

上記工事については、下記理由により、情報共有システムを利用しない旨、報告します。

記

利用不可理由：該当するものに○を記入のこと。(複数選択可)

1. 現場事務所にパソコンやタブレット及びインターネット接続環境が用意できない
2. システム利用に対応できる技術者がいない
3. その他の理由 (以下に具体的に理由を記入)

--